

平成23年度税制改正について
(中小企業関係税制)

平成23年6月30日現在
中 小 企 業 庁

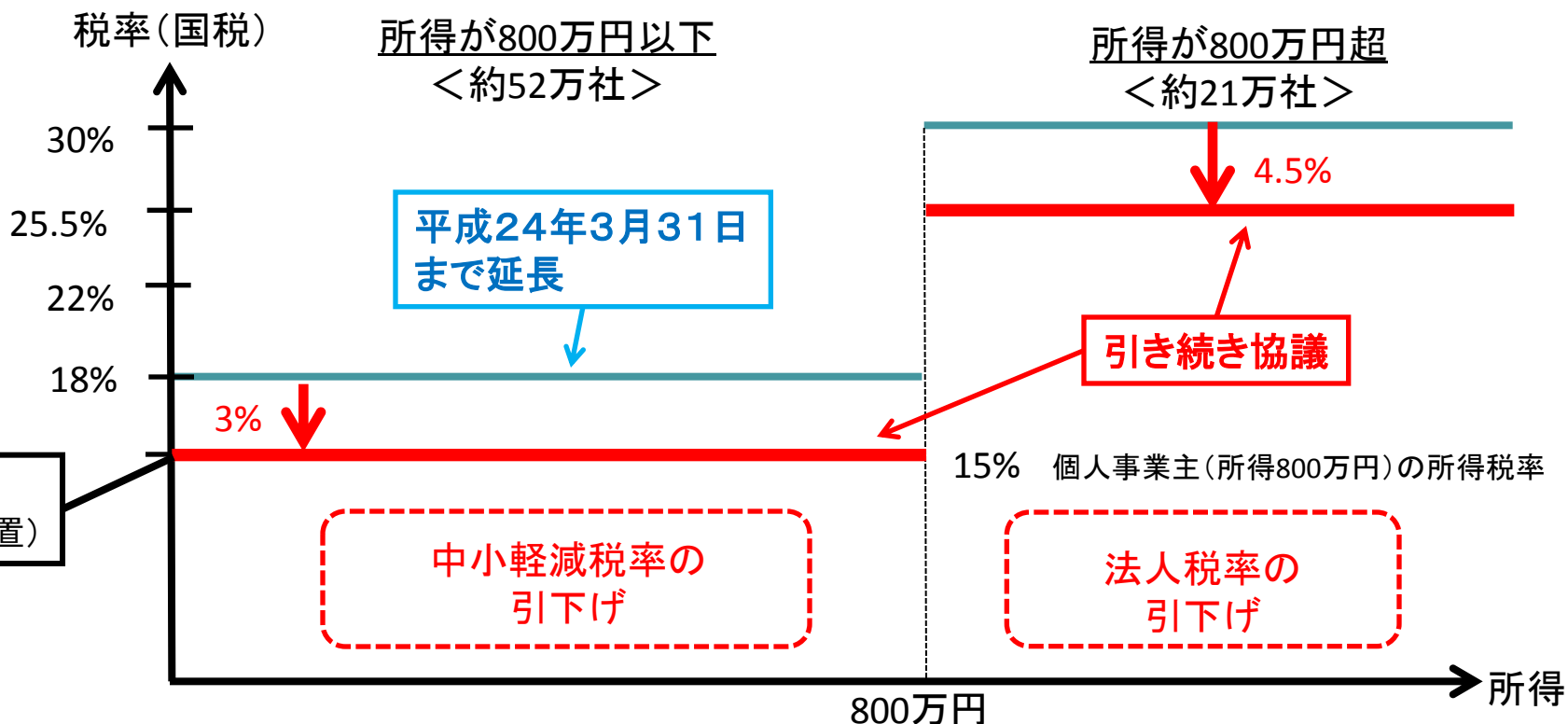
I. 中小軽減税率の引下げ

(法人税・法人住民税)

- ① 中小企業(資本金1億円以下)の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される軽減税率の18%から15%への引下げは、各党間で引き続き協議。
- ② 平成23年3月31日までの特例措置である18%の軽減税率は、平成24年3月31日まで、現行の税制が適用されるよう延長措置を講じる。

23年度改正案の概要

中小法人の軽減税率について、現行の特例による税率を3年間の措置として18%から15%に引き下げるとともに、現行の本則税率を22%から19%に引き下げる。



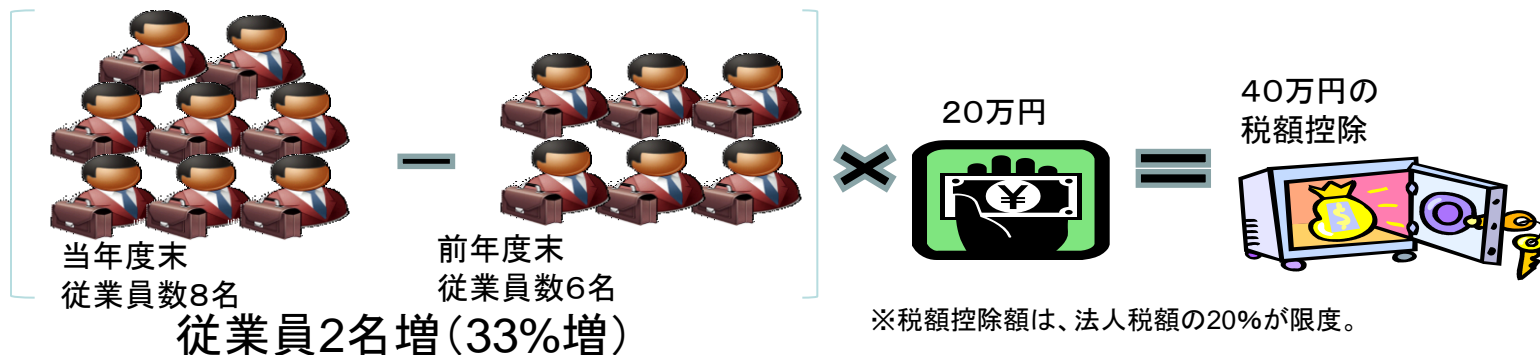
注: 現行の中小企業に対する軽減税率は、本則22%、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間の時限措置18%。

Ⅱ. 雇用促進税制の創設

(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税)

中小企業が、従業員を10%以上かつ2人以上増加させた場合に、1人当たり20万円税額控除できる制度を創設(大企業は10%以上かつ5人以上)。適用期間:平成23年4月1日から平成26年3月31日まで。例)前年度従業員数6名で当年度従業員数8名の中小企業の場合、増加従業員数2名×20万円=40万円の税額控除が可能。

<具体例>



Ⅲ. グリーン投資減税の創設

(所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業が、エネルギー起源CO2排出削減等に効果が見込まれる設備等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を適用できる制度を創設(大企業は特別償却のみ)。適用期間:平成23年6月30日から平成26年3月31日まで。

<対象設備の例>

- ①省エネルギーの推進 (例:高断熱窓ガラス、発光ダイオード照明装置)
- ②非化石エネルギーの導入拡大 (例:太陽光発電設備、風力発電設備)
- ③低炭素化 (例:プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド建設機械)

※ なお、現行のエネルギー需給構造改革投資促進税制は平成24年3月31日まで適用期限を延長。

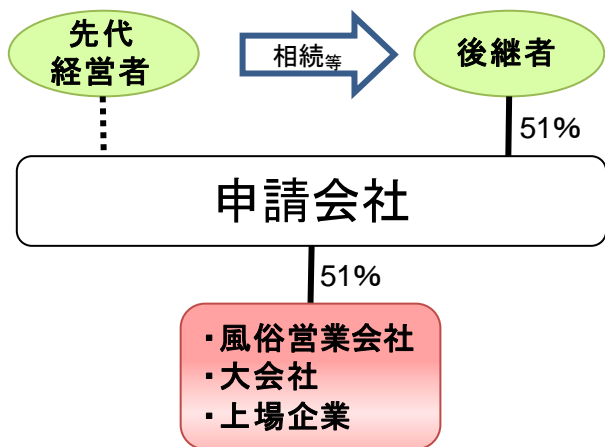
IV. 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(相続税・贈与税)

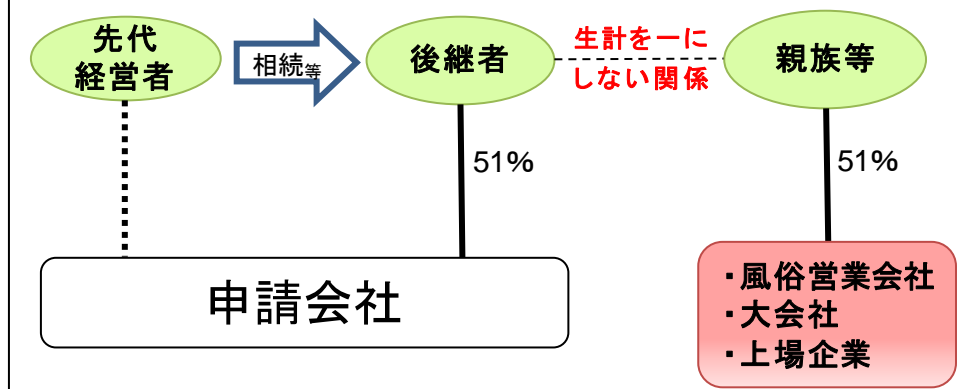
- ① 事業承継税制の適用にあたって、申請会社及びその関係者が風俗営業会社等の株式を一定以上保有してはならないとする要件の見直し。
- ② 具体的には、関係者の範囲を、親族等から、後継者本人、生計を一にする親族等に絞り込み、要件を大幅に緩和。

(注)親族:配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族。

ケースA



ケースB



現行制度

ケースA: 適用不可
ケースB: 適用不可

改正後

ケースA: 適用不可
ケースB: **適用可**

※ この改正は、平成23年6月30日から適用。

V. 中小企業の集積の再生のための税制(総合特区制度関連)の創設

(所得税・法人税・印紙税・事業所税・個人住民税・法人住民税・事業税)

総合特別区域法の制定に伴い、市区町村向けの高度化事業の用に供する土地等の譲渡所得の特別控除及び事業所税の非課税措置等を創設。総合特別区域法の施行日以後に行う土地等の譲渡について適用。

VI. 既存租特の延長等

法人税率の引下げに伴い廃止・見直しを行うこととしている以下の租税特別措置(中小特例を含む)については、平成24年3月31日まで適用期限を延長。

- 中小法人の軽減税率(22%→18%)
- 中小企業等基盤強化税制(経営革新計画・卸・小売・サービス業・情報基盤・地域産業資源活用事業計画・農商工等連携事業計画・教育訓練費)
- 中小企業等の貸倒引当金の特例
- 商工組合等の留保所得の特別控除

以下の租税特別措置等については、平成23年度税制改正大綱どおりの改正。

- 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減→軽減税率を1,000分の1.5(現行1,000分の1)に引き上げた上で適用期限を2年間延長(平成23年6月30日から平成25年3月31日まで)
- 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(中小企業高度化事業)→廃止
- 中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置→1年間延長(平成24年3月31日まで)
- 中小企業高度化事業に係る不動産取得税の課税標準の特例及び納税義務の免除→廃止
- 消費税における免税事業者の要件及び仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し